

羽村市立公園・児童遊園指定管理者 応募要領

令和8年(2026年)10月

東京都羽村市

目 次

I 公募の概要	1～ 2
1 施設の概要	
2 指定期間	
3 公募及び選定方法	
4 スケジュール	
5 応募手続	
II 応募資格及び要件	2～ 4
1 応募資格	
2 応募者の制限	
3 応募書類	
III 指定管理者が行う業務の範囲及び事業内容	4～ 5
1 指定管理者が行う業務の範囲	
2 事業内容	
3 利用料金の取扱	
4 経費負担（市・指定管理者）	
IV 指定管理の条件等	5～ 6
1 管理用品の帰属	
2 指定管理期間終了後の措置	
3 指定管理者の変更に係る措置	
4 関係法令の遵守	
V 審査及び選定方法	6～ 8
1 審査方法	
2 評価項目	
3 プレゼンテーション及びヒアリング	
4 審査結果の通知等	
VI 協定の締結及び関連事項	8～ 8
1 協定の締結	
2 協定に関する事項	
VII 運営及び監督体制	9～ 9
1 報告の聴取等	
2 事業報告	
VIII 事業の継続が困難となった場合の措置	9～ 9
1 事業継続困難時の措置	
IX 応募に当たっての留意事項	9～10
X 添付資料	10～10

I 公募の概要

羽村市（以下「市」という。）では、羽村市立公園及び羽村市児童遊園（以下「公園等」という。）において、令和５年４月から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営業務を指定管理者に委ねることで、公の施設としての役割を果たしながら、設置目的に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行い、住民福祉の増進と市民の利便性の向上に努めています。

令和９年４月からの次期指定管理者の選定に当たり、効率的で質の高い管理・運営を実現するため、本要領を定め公募するものです。

Ⅰ 施設の概要

(Ⅰ) 公園等の施設概要

種別	箇所数	面積計(㎡)
運動公園	3	47,374
近隣公園	6	110,035
街区公園	49	71,938
緑地公園	12	68,924
児童遊園	12	12,340
合 計	82	310,611

※対象公園等の一覧については、「添付資料４ 対象公園総括表」に記載しています。

2 指定期間

(Ⅰ) 指定期間：５年間（令和９年４月１日（木）から令和１４年３月３１日（水）まで）

3 公募及び選定方法

指定管理者の公募及び選定は、提案型公募（プロポーザル方式）により行います。

羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）条例に基づき設置する審査会が、応募書類及びプレゼンテーション内容を審査し、市が指定管理者候補者を選定します。

その後、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

4 スケジュール

日程		内容
令和８年	10月 1日（木）	市広報紙・市公式サイトにて応募開始
	10月 9日（金）	現地説明会の開催・質問受付開始
	10月 9日（金）～ 16日（金）	メールにて質問受付期間
	10月21日（水）	市公式サイトにて質問回答
	10月22日（木）～11月 9日（月）	申請受付期間（持ち込み）
	11月24日（火）又は25日（水）	審査会の開催
	12月中旬	指定管理者候補者の選定結果の通知
	12月末	市議会による指定管理者の指定の議決 指定管理者の指定の公告及び通知
令和９年	1月中旬～末	協定の締結
	4月 1日（木）	指定管理業務の開始

5 応募手続

(1) 公募のお知らせ

令和 8 年 10 月 1 日号の市広報紙及び市公式サイトに公募内容を掲載します。

(2) 応募要領のダウンロード

応募要領、羽村市動物公園指定管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）並びに提出書類等は、10 月 1 日（木）から 11 月 4 日（水）の期間で、市公式サイトからダウンロードできます。

<https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000021108.html>

《市公式サイト「指定管理者募集」で検索してください。》

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を開催します。参加を希望される場合は、説明会の前日午後 5 時まで下記までお申し込みください。

- ① 日 時：令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで
- ② 場 所：富士見公園クラブハウス（開始時間の 10 分前に、クラブハウス前に集合）
- ③ 参加人数：1 団体につき 3 名以内
- ④ 申込・問合せ先：

羽村市まちづくり部土木課公園管理係

電話：042-555-1111（内 282～283）

E-mail: s404000@city.hamura.tokyo.jp

※現地説明会での資料配布はしませんので、参加される方は、市公式サイトに掲載の応募要領等の関係資料を各自で印刷してお持ちください。

(4) 質問の受付・回答

- ① 受付期間：令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 8 時 30 分～10 月 16 日（金）午後 5 時まで
- ② 提出先：

羽村市総務部契約管財課契約係（羽村市役所東庁舎3階）

E-mail: s105000@city.hamura.tokyo.jp

- ③ 回答日：令和 8 年 10 月 21 日（水）質問の回答を市公式サイトに掲載

(5) 申請受付期間

- ① 受付期間：

令和 8 年 10 月 22 日（木）から 11 月 9 日（月）まで

※月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

- ② 提出先：羽村市総務部契約管財課契約係（羽村市役所東庁舎3階）
- ③ 申請方法：上記窓口に直接お持ちください。

II 応募資格及び要件

1 応募資格

応募者は、法人その他の団体、共同企業体とします。ただし、個人での応募はできません。

共同企業体の場合は、構成員全てが応募資格を満たすとともに、代表企業を定めてください。

2 応募者の制限

次に該当する法人その他の団体は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第 234 条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(3) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税・市・都民税等を滞納している者

(4) 申請期間の間において国、都道府県又は市区町村から指名停止処分を受けている者

(5) 申請期間の間において会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者

(6) 地方自治法第 92 条の2(議員の関係私企業への就職の制限)、第 142 条(長の請負人等となることの禁止)、第 166 条(副市長の兼職禁止・事務引継)及び第 180 条の5第6項(委員会及び委員の設置)に該当する者

ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合(長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人)を除く

(7) 羽村市暴力団排除条例及び羽村市契約における暴力団等排除措置要綱の規定に該当する者

3 応募書類

(1) 提出形式

- ① 形 式: A4版、製本(2穴:バインダー綴り)で提出
- ② 作成方法: Word又はExcel(Windows版で処理できるもの。)、証明書等はPDFファイル形式
- ③ 提出部数:
 - ・ 紙ベース 10 部(原本1部・副本9部)
 - ・ 電子データ: 提出書類全てを納めたCD-R(2枚)

(2) 提出書類

以下の書類を番号順に製本して提出してください。

- ① 公園指定管理者指定申請書【添付資料 8/様式第 25 号】
- ② 児童遊園指定管理者指定申請書【添付資料 8/様式第 5 号】
- ③ 法人等の概要書【添付資料 8/別記様式 2】

- ④ 指定管理者事業提案書【添付資料 8／別記様式 1】
- ⑤ 指定管理者候補者選定事業提案概要書【添付資料 9】
- ⑥ 登記記載事項証明書
- ⑦ 定款、規約またはこれらに準ずるもの
- ⑧ 直近 2 年間の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税）
- ⑨ 財務書類（申請年度の予算書及び直近 2 年間の決算報告書）

Ⅲ 指定管理者が行う業務の範囲及び事業内容

1 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は羽村市立公園条例（以下「公園条例」という。）第 23 条及び羽村市児童遊園条例（以下「児童遊園条例」という。）第 12 条に規定する以下の事項を行うこと。詳細は、仕様書（添付資料 1）に記載します。

- (1) 公園等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 使用許可及び使用許可の取消しに関する業務
- (3) 有料施設の利用料金の収納、免除及び還付に関する業務
- (4) 公園を利用した市民のコミュニティ形成、スポーツの普及振興及び健康づくりに関する業務
- (5) 児童遊園を利用した児童への健全な遊び場の提供及び情操教育に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園等の管理に関し市長が必要と認める業務

2 事業内容

- (1) 羽村市公園等施設維持保全計画（以下「維持保全計画」という。）の推進

羽村市公園等施設維持保全計画（添付資料 2）に基づき、本計画に掲げる取り組みを市と協働で推進してください。

- (2) 施設の適切な管理

指定管理者は、市と締結する協定書、仕様書（添付資料 1）、並びに事業提案書に基づいて、施設を適切に管理し、公園利用者に安心・安全で利便性の高いサービスを提供してください。

- (3) 施設及び備品等の維持管理

指定管理者は、協定期間中の全ての施設及び管理用備品台帳に記載された備品を良好な状態で維持管理してください。

3 利用料金の取扱

- (1) 収入対象

有料施設の使用料は、指定管理者の収入とします。

- (2) 消費税の取扱

利用料等に係る消費税及び地方消費税は、内税として取り扱うものとします。

- (3) その他の収入

自主事業収入及びその他の附帯事業収入は、指定管理者の収入とします。

4 経費負担

- (1) 市が負担する経費

- ① 指定管理料

指定管理者から提出された提案額を踏まえ、市が要求する管理運営の水準と照らし合わせ、協議の上決定します。

公募時点での、指定管理料見込額は、以下のとおりです。

〈年度毎の指定管理料〉

(単位:円)

令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
94,900,000	96,700,000	98,600,000	100,500,000	102,500,000

② 指定管理料の支払方法

指定管理料は、予算の範囲内で分割で支払いするものとし、支払時期及び支払方法は協定により定めます。

③ 施設・備品等に関する市の負担経費

ア 施設(備品)修繕費

仕様書(添付資料1)第IV章で規定する修繕費で対応できない修繕工事(市の判断による)

イ 備品購入費

管理備品台帳(添付資料7)に記載された備品のうち「1 件 10 万円以上」の買い換え費用(協議の上、市が認めたものに限る。)

ウ 保険料

火災保険料及び施設賠償責任保険料

(2) 指定管理者が負担する経費

- ・ 市が負担する経費以外の全ての経費
- ・ 指定管理者が実施する自主事業に必要な経費
- ・ 指定管理者が負担する施設賠償責任保険料

IV 指定管理の条件等

1 管理用品の帰属

管理備品台帳(添付資料 7)に記載のある管理用品が経年劣化により使用できなくなった場合、指定管理者が補充し、帰属は市とする。

2 指定管理期間終了後の措置

(1) 現状復旧

指定管理者は、指定管理期間終了後、原則として施設を原状に復旧してください。

(2) 施設の点検及び負担

市は施設・備品等を点検し、適切に管理されていたかを確認します。適切に管理されていないと判断される場合、応分の負担を指定管理者に求める場合があります。

(3) 造作等の買取請求権

指定管理者には造作等の買取り請求権は認めません。

3 指定管理者の変更に係る措置

次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、以下の事項について引継ぎを行ってください。

- ・ 前指定管理者が承認した手続き
- ・ 継続して行う事業等
- ・ その他業務遂行に必要な事項

4 関係法令の遵守

公園等の管理運営業務を行うに当たっては、以下の関係法令を理解の上、遵守すること。

(1) 関連条例等	(2) 公園緑地関連法令
・羽村市立公園条例及び同施行規則 ・羽村市児童遊園条例及び同施行規則 ・羽村市情報公開条例 ・羽村市暴力団排除条例 ・羽村市環境基本条例	・都市公園法 ・都市緑地法 ・景観法 ・建築基準法 ・環境基本法 ・児童福祉法 他関連法令
(3) 公の施設運営	(4) 労働・雇用
・地方自治法第 244 条の 2 ・その他公の施設運営に関する法令	・労働基準法 ・労働安全衛生法 他関連法令
(5) 事業運営	
・消防法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・食品衛生法 ・障害者差別解消法 ・水道法 ・電気事業法 ・大気汚染防止法	・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省） ・遊具の安全に関する基準（日本公園施設業協会） ・消費者契約法 ・食品衛生法 ・動物愛護保護法 他関連法令

V 審査及び選定方法

Ⅰ 審査方法

(1) 書類審査

「Ⅱ 指定管理者の条件等」に適合しているか書類審査を行います。

(2) 審査会による審査

羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例に基づき設置する審査会が、応募書類及びプレゼンテーション内容を審査し、市が指定管理者候補者を選定します。

2 評価項目

(1) 適合基準（応募の必須条件）

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・事業提案が動物公園の設置目的に即した適切なものであること
- ・効率的かつ効果的な管理を実施できること
- ・事業提案に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること
- ・施設の設置目的に従い、市民の平等使用が確保されること
- ・施設等の効用を最大限発揮させることができるものであること
- ・管理経費の縮減が図れるものであること
- ・入園者の安全を確保できるものであること

(2) 評価項目

- ① 安定的な施設サービスの継続的提供
 - ・安全で安定的な施設管理

- ・ 施設及び類似施設の管理実績・評価
- ・ 収支の計画の適正性・実現可能性
- ・ 経営の安定性、施設管理を継続的・安定的に行う能力
- ・ 事業所の所在地・バックアップ体制等
- ・ 防災・危機管理対策
- ・ 暴力団員等の排除活動に関する考え方と方策
- ・ 施設の管理を行うにあたって適切な人員配置
- ・ 従業員の育成・指導方針
- ・ 法令上の雇用環境、労働環境の配慮と管理体制
- ・ 個人情報保護対策
- ・ 経営・運営における透明性・公正性
- ・ 法令遵守への考え方
- ② 平等・公平な使用の確保
 - ・ 施設の利用に関し平等性・公平性を維持する考え方と方策
- ③ サービスの向上
 - ・ サービスの向上を実現する具体的な計画
 - ・ 利用者への対応・接遇向上に向けた計画
- ④ 経費の縮減など効率的な運営
 - ・ 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画
 - ・ 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な管理の仕組み
- ⑤ 効果的な管理運営の実施
 - ・ 明確な施設管理手法及び維持管理体制
 - ・ 経営努力の結果から得られる管理運営費用
 - ・ 事業の独創性
 - ・ 自主事業の提案
- ⑥ 理念・姿勢
 - ・ 施設の設置目的に合った理念・管理方針をもっていること
 - ・ 管理運営への意欲・熱意を有すること

3 プレゼンテーション及びヒアリング

審査会は令和 8 年 11 月 24 日（火）又は 25 日（水）に開催され、以下の方法で審査します。

(1) プレゼンテーション

- ① 持ち時間：1 応募者につき 20 分以内
- ② 方 法：口頭による方法、またはパソコンとプレゼンテーションソフトを仕様した方法
- ③ 備 品：プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。パソコンは応募者が持参してください。

(2) ヒアリング

- ① 時 間：30 分以内
- ② 内 容：提出した申請書類及びプレゼンテーション内容について審査員から質問

(3) 参加人数

プレゼンテーション及びヒアリングにおける応募者側の参加人数は、3 人以内とします。

4 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

審査結果は、申請書類を提出した応募者に対して遅滞なく通知します。

(2) 指定管理者候補者の決定

選定審査会で審査し、市が選定する事業者は「指定管理者の候補者」であり、羽村市議会の議決を経て指定管理者となります。

VI 協定の締結及び関連事項

1 協定の締結

羽村市議会の議決後に指定管理者候補者を指定管理者に指定するとともに、提案内容を基に協議のうえ協定を締結します。

2 協定に関する事項

指定管理者の指定後、管理運営の開始までに、施設の管理に関する以下の事項について、指定管理者と協議のうえ、協定を締結するものとする。

<協定の内容>

- ・ 事業、管理業務の実施内容及び範囲に関する事項
- ・ 施設使用料（利用料）の扱いに関する事項
- ・ 市が指定管理者に支払う指定管理料に関する事項
- ・ 利用者等の個人情報の保有・管理主体、安全管理措置を含む適正な取り扱いに関する事項
- ・ 苦情処理に関する事項
- ・ 情報の公開に関する事項
- ・ 財産の管理に関する事項
- ・ 法令上の雇用者管理に関する事項
- ・ 事業計画書及び報告書の作成及び提出に関する事項
- ・ 事業実施内容等の点検に関する事項
- ・ 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
- ・ 施設や設備の原状回復義務に関する事項
- ・ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ 指定の取り消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に、従来の指定管理者に対し、新たな指定管理者に管理運営に必要な事項等について引き継ぎを行う義務を課すための事項
- ・ 権利譲渡禁止に関する事項
- ・ 羽村市環境方針の遵守に関する事項
- ・ 疑義等の決定に関する事項
- ・ 羽村市暴力団排除に関する事項
- ・ 施設の維持補修等に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項

VII 運営及び監督体制

I 報告の聴取等

施設の管理の適正を期するため、市は指定管理者に対し、管理業務に関する事項及び管理業務に係る経理の状況について定期的または臨時に報告を求めます。

また、市は必要に応じて実地調査を行い、または必要な指示を行うことがあります。

2 事業報告

(1) 報告の提出期限

指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後 45 日以内に市に提出してください。

指定管理者が年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して 30 日以内に報告書を提出してください。

(2) 事業報告書の記載内容

事業報告書には以下の事項を記載し、月報等毎月の状況が確認できる資料を添付してください

- ・ 当該年度の管理業務の実施状況
- ・ 当該年度の施設等の使用状況
- ・ 当該年度の利用料金の収入の実績
- ・ 当該年度の管理経費の収支状況
- ・ 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項

VIII 事業の継続が困難となった場合の措置

I 事業継続困難時の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき理由による場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により業務の継続が困難になった場合は、市は、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) 当事者の責めに帰することができない理由による場合

不可抗力、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない理由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

この場合も、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

IX 応募に当たっての留意事項

I 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 重複提案の禁止

応募者につき提案は1案とします。共同事業体で応募した後、構成団体の変更は受け付けません。

ただし、構成団体に不測の事態が発生し、やむなく構成団体を変更しなければならない場合、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した時は、変更を許可する場合があります。

(3) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容の変更は受け付けません。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載をした場合は失格とします。

(5) 応募書類等の取扱

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また、本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。

(6) 情報公開の対象

申請書類は、羽村市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。個人情報等非公開とすべき情報以外は公開となる。

(7) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（書式任意）を提出してください。

(8) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる全ての費用は、応募者の負担とします。

(9) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。

ただし、指定管理者の公募において公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

(10) 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

X 添付資料

添付資料 1 羽村市立公園等指定管理業務仕様書

添付資料 2 羽村市公園等施設維持保全計画

添付資料 3 環境配慮特記仕様書

添付資料 4 対象公園・児童遊園総括表

添付資料 5 実施事業報告調書

添付資料 6 過年度の収支状況及び令和 9 年度収支見込予算書

添付資料 7 管理備品台帳

添付資料 8 指定管理者指定申請書・事業提案書・法人等の概要書

添付資料 9 羽村市立公園指定管理者事業提案書